

補助金調書

補助金名	地区交通安全協会補助金				担当課 (連絡先)	市民局生活安全部防犯・交通安全課 (TEL 711-4061)	
交 付 先	■ 団体	地区交通安全協会			区分	その他の補助金	
交付先決定方法	■ 非公募	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件							
(非公募の場合) 非公募の理由	地区交通安全協会は、本市の交通事故の根絶、その他交通の安全と円滑を図るために実施する諸事業を鑑み、本市の交通安全に寄与し、市民の福祉の向上に多大な役割を果たすことを目的としている。 この目的を遂行するために、地区交通安全協会は運輸関係業者、自動車販売業者、安全運転管理者選任届出の事業者、自動車運転者及び、当協会の趣旨に賛同する事業者等で構成されており、このような福岡市全体で交通安全推進に取り組む団体は外にない。 以上のことから、本補助金は公募に馴染まないものである。						
補助開始年度	平成21	年度	経過年数	17	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 福岡市の交通事故の根絶、その他交通の安全と円滑を図るための、交通事故防止など交通安全に関する広報啓発を促進するもの。 【対象事業】 (1)交通事故防止その他交通安全に関する広報啓発 (2)交通安全対策に関する調査及び研究 (3)地域及び職域における交通安全活動に対する支援 (4)交通環境の整備・促進に関すること (5)その他						
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回		
終期を延長する理由	本市は交通安全対策に関する施策を実施する責務があり、交通安全協会のような関係団体等と一体となって幅広い啓発を行うことがより効果的な取り組みにつながることから、補助金の継続は必要である。						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	■ その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・補助対象経費 交通事故防止その他交通安全に関する広報啓発事業に係る経費 ・補助金額の算定方法・考え方 事業を実施し、目的を達成していくために必要な額					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度	
	件	6(1) 件		7 件		7 件	
	3,191 千円	2,181(860) 千円		3,967 千円		3,967 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	四季の交通安全運動の実施 交通安全教室、街頭キャンペーンなどの実施						
補助金交付 による効果	交通事故や飲酒運転事故の発生件数が年々減少傾向にある。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。